

(証券コード6303)

平成30年6月12日

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号
(本社事務所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号)

株式会社 ササクラ

取締役社長 笹 倉 敏 彦

第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年6月27日(水曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|---|
| 1. 日 時 | 平成30年6月28日(木曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号
株式会社ササクラ 本社2階 第6会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第71期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人
および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第71期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項
議 案 | 剰余金の処分の件 |

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎添付書類および株主総会参考書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.sasakura.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ◎株主総会終了後、当社製品である水冷媒放射空調システムの展示内覧会を20分程度開催する予定でございますので、ご多用とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようお願い申し上げます。

添 付 書 類

事 業 報 告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期という）におけるわが国経済は、世界経済の拡大による企業収益の向上や雇用・所得環境の改善などを背景に緩やかな回復基調が続きましたが、米政権の保護主義的な通商政策や貿易摩擦、東アジアや中東の地政学的リスクの高まりにより、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは顧客満足度の向上を経営方針として掲げ、新たな価値の創出にチャレンジすることを柱とした中期経営計画を遂行しておりますが、当期における受注高は、蒸発濃縮装置や空冷式熱交換器の受注が好調であったことから、124億26百万円（前期比30.2%増）となり、売上高は107億9百万円（同4.6%増）、受注残高は228億80百万円（同48.2%増）となりました。

損益面につきましては、固定費削減に努めたものの、平成27年1月に受注したサウジアラビア向け海水淡水化プラント工事の長期中断を主因としたコスト増加や1米ドル当たり約6円の円高が進行したことにより受注損失引当金の積み増しを10億54百万円行ったことから営業損益は3億12百万円の損失（前期は1億65百万円の損失）となり、経常損益は3億円の損失（同1億90百万円の損失）となり、親会社株主に帰属する当期純損益は4億89百万円の損失（同10億13百万円の損失）となり、2期連続の赤字となりました。

各事業の状況につきましては、次のとおりであります。

【船舶用機器事業】世界の新造船受注は平成28年に底を打ち、当期は最悪期を脱したものの、船腹過剰感は依然として強く、受注の回復は限定的であり、当社においても受注高は21億31百万円（前期比4.4%減）となりました。売上高は22億44百万円（同9.4%減）となったものの、固定費の削減、品質向上により、営業利益は2億51百万円（同28.1%増）、受注残高は12億4百万円（同7.6%減）となりました。

【陸上用機器事業】当期においても地方自治体の都市ごみ焼却プラント建設需要は高水準に推移し、同プラント向け空冷式熱交換器の受注が伸張したことから、受注高は37億32百万円（同43.3%増）となりました。また、売上高は23億85百万円（同12.3%減）と減少したものの、固定費削減効果により、営業利益は1億1百万円（前期は27百万円の損失）、受注残高は41億22百万円（前期比47.9%増）となりました。

【水処理装置事業】電子関連工場向け蒸発濃縮装置の受注が好調であったことから、受注高は38億88百万円（同61.3%増）となりました。売上高は33億11百万円（同23.4%増）となりましたが、昨年3月から連結子会社となったSASAKURA MIDDLE EAST COMPANY（旧社名 ARABIAN COMPANY AND SASAKURA FOR WATER AND POWER）の損失に加え、平成27年1月に受注したサウジアラビア向け海水淡水化プラント工事の長期中断を主因としたコスト増加や為替の影響により受注損失引当金の積み増しを行ったことから営業損益は9億48百万円の損失（前期は5億3百万円の損失）、受注残高は161億53百万円（前期比63.9%増）となりました。

【消音冷熱装置事業】昨年10月に完全子会社化した株式会社サクラ・アルク・エーイーの業績が好調であったことから、受注高は26億60百万円（同16.3%増）、売上高は27億55百万円（同17.7%増）、営業利益は2億75百万円（同70.1%増）、受注残高は14億円（同6.4%減）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当期における設備投資の総額は1億37百万円（リース資産除く）で、その主な内容は、既存設備の改修や更新等であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、米中の貿易摩擦や東アジアや中東地域における地政学的リスクに加え原油価格・原材料費・輸送費の上昇などリスク要因は多いものの、景気は緩やかながら回復基調が続くものと考えております。

当社グループといたしましては、当期における損失計上の主因であったサウジアラビア向け大型海水淡水化プラントの本年11月の竣工に向け今後の建設予算管理を強化しつつ、引き続き工事日程遵守ならびに品質管理に注力してまいります。

また、船舶用機器については、アフターサービス体制を一層強化し、顧客満足度の向上を図るとともに、今後建造増加が予想される環境対応船にも搭載可能な製品の開発を進めてまいります。陸上用機器においては、引き続き堅調な需要が見込める都市ごみ焼却プラント市場向け空冷式熱交換器について、分散していた生産体制を小野田工場に集約し、品質向上による採算性向上に努めてまいります。水処理装置については、環境意識の高まりにより拡大する中国工場排水処理市場の取り込みを目指し、蒸発濃縮装置の販売会社を、当社の台湾子会社が出資する孫会社として、本年4月に中国上海市に設立し、顧客に一步近づいた体制で今後のビジネス展開を図り、同時に中国でのアフターサービスの強化に努めてまいります。さらに、消音冷熱装置については、高水準で推移する首都圏ビル空調市場向けや船内騒音規制により需要が増加する船舶市場向けの消音装置、快適かつ省エネ空調である放射空調機器の拡販を図り、グループ全体の業績拡大と利益確保に向け、注力してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

(単位：百万円)

期別 項目	平成26年度 第68期	平成27年度 第69期	平成28年度 第70期	平成29年度 第71期 (当期)
受注高	21,369	9,958	9,542	12,426
売上高	11,272	12,932	10,233	10,709
親会社株主に帰属する 当期純利益	437	34	△1,013	△489
1株当たり 当期純利益	134円47銭	10円98銭	△323円90銭	△157円33銭
総資産	27,301	26,937	27,166	29,572
純資産	22,674	22,496	21,796	20,999

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第68期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(6) 重要な子会社の状況 (平成30年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社 笹倉サービスセンター	250百万円	100.0%	船舶用海水淡水化装置などの製造販売
株式会社 ササクラ・アルク・エーイー	80百万円	100.0%	空調設備用消音装置の設計、製造、販売、施工
P. T. SASAKURA INDONESIA	25,337百万 インドネシア	88.0%	海水淡水化装置、熱交換器、タンクなどの製造販売
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	2百万 サウジアラビアリアル	85.1%	海水淡水化装置の施工、機能回復・延命工事の施工

(注) 1. 平成29年10月に株式会社ササクラ・アルク・エーイーの株式を追加取得し、完全子会社といたしました。

2. ARABIAN COMPANY AND SASAKURA FOR WATER AND POWERは平成29年8月にSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに社名変更いたしました。

(7) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

下記製品の製造および販売等を主要な事業内容としています。

部 門	区 分	主要な製品および事業
船 舶 用 機 器		船舶用海水淡水化装置、熱交換器、汚水処理装置、油水分離器、LNG船用超低温バタフライ弁等
陸 上 用 機 器		空冷式熱交換器、超低温バタフライ弁、ヒートパイプ式冷却ロール等
水 処 理 装 置		陸上用海水淡水化装置、逆浸透水処理装置、蒸発濃縮装置等
消 音 冷 熱 装 置		騒音防止装置、水冷媒放射空調システム、氷蓄熱システム用機器等
そ の 他		駐車場経営等

(8) 主要な営業所および工場（平成30年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地
本 社	大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号 (登記上の本店所在地 大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号)
東 京 支 社	東京都中央区
竹 島 工 場	大阪市西淀川区
歌 島 工 場	大阪市西淀川区
小 野 田 工 場	山口県山陽小野田市
バ ー レ ー ン 支 店	バーレーン王国

② 子 会 社

名 称	所 在 地
株式会社 笹倉サービスセンター	大阪市西淀川区
株式会社 ササクラ・アルク・エーイー	東京都千代田区
P. T. SASAKURA INDONESIA	インドネシア共和国
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	サウジアラビア王国

(注) ARABIAN COMPANY AND SASAKURA FOR WATER AND POWERは平成29年8月にSASAKURA MIDDLE EAST COMPANYに社名変更いたしました。

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減
494名	10名減

(10) 主要な借入先 (平成30年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	US\$15,000,000.00

(注) 当社においては、グループ会社の運転資金の効率的な調達を行うため、株式会社みずほ銀行と限度貸付契約を締結しております。

当期末における限度貸付契約に係る借入未実行残高等は以下のとおりであります。

借入限度額 US\$37,000,000.00

借入実行額 US\$15,000,000.00

借入未実行残高 US\$22,000,000.00

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(12) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(13) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(14) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(15) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 13,531,400株
 (2) 発行済株式の総数 3,113,800株
 （うち、自己株式の数 48,773株）
 (3) 株主数 1,073名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 笹 興	1,319,315	43.04
株 式 会 社 エ ス ケ イ 産 業	160,000	5.22
笹 倉 敏 彦	154,436	5.04
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	154,000	5.02
笹 倉 由 紀 子	128,800	4.20
上 田 聖 子	72,800	2.38
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	35,790	1.17
サ サ ク ラ 従 業 員 持 株 会	34,451	1.12
仲 博 之	31,000	1.01
角 谷 敦 子	30,345	0.99

(注)1. 当社は、自己株式を保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 上記表中の持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を除いた数に基づき、算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

① 株式併合および単元株式数の変更

当社は、平成29年10月1日付で当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、当社普通株式について5株を1株とする株式併合を行いました。

② 自己株式の取得

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得を決議し、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）により、次のとおり取得いたしました。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	48,700株
株式の取得価額の総額	134,460,700円
取得日	平成30年2月23日

③自己株式の消却

当社は、平成30年2月22日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を決議し、次のとおり消却いたしました。

消却した株式の種類	当社普通株式
消却した株式の総数	417,600株
自己株式消却額	1,310,870,746円
消却日	平成30年3月20日

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	笹 倉 敏 彦		株式会社笹興 代表取締役社長 株式会社エスケイ産業 代表取締役社長 P. T. SASAKURA INDONESIA 監査役
代表取締役副社長	吉 居 泰 敏		株式会社ササクラ・アルク・エーイー 監査役
専 務 取 締 役	笹 倉 慎 太 郎	総務部管掌 機器事業部管掌	株式会社笹興 取締役 株式会社笹倉サービスセンター 取締役 株式会社ササクラ・アルク・エーイー 取締役 株式会社エスケイ産業 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役
常 務 取 締 役	平 野 悟	水処理事業部管掌 研究開発部管掌	
常 務 取 締 役	塩 見 裕	機器事業部管掌 東京支社長	株式会社笹倉サービスセンター 取締役 P. T. SASAKURA INDONESIA 取締役
取 締 役	藤 澤 武 史		関西学院大学商学部 教授
常 勤 監 査 役	宮 下 博 之		
監 査 役	川 村 真 文		弁護士 シンブラル法律事務所 代表
監 査 役	山 田 和 民		公認会計士、税理士 山田和民公認会計士税理士事務所 代表

- (注) 1. 取締役藤澤武史氏は社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
2. 監査役川村真文氏および山田和民氏は社外監査役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
3. 監査役山田和民氏は、公認会計士ならびに税理士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって、取締役稲積秀幸氏、上田壯氏および足立昌弘氏は退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、非業務執行取締役および各監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報酬等の総額
取 締 役 (うち社外取締役)	9名 (1名)	88百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	17百万円 (6百万円)
合 計	12名	105百万円

(注) 1. 上記の員数には、平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与分は含まれておりません。

(4) 社外役員に関する事項

① 取締役 藤澤武史氏

1) 重要な兼職先と当社との関係

関西学院大学商学部教授であり、同大学と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、マーケティング分野における専門的な知識と豊富な経験から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

② 監査役 川村真文氏

1) 重要な兼職先と当社との関係

シンプレラル法律事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した12回の取締役会のうち10回に出席し、主に法務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した11回の監査役会のうち10回に出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

③ 監査役 山田和民氏

1) 重要な兼職先と当社との関係

山田和民公認会計士税理士事務所代表であり、同事務所と当社との間には、取引その他特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した12回の取締役会の全てに出席し、主に税務または財務的な見地から決議事項や報告事項について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

(イ) 監査役会への出席状況および発言状況

当事業年度に開催した11回の監査役会の全てに出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の独立した立場から必要に応じて意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(注) 当社の会計監査人であった新日本有限責任監査法人は、平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 20百万円

公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額 ー円

合計 20百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

20百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく会計監査人としての監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計金額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当該事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額の見積りの相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 子会社の監査の状況

当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、公認会計士法および監査基準に照らして会計監査人に適格性または信頼性等において問題があると判断したときは、監査役の過半数をもって会計監査人を再任せず、他の適切な会計監査人候補者を選定し、その選任および不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査役会が選定した監査役が解任の旨およびその理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、定款に基づき、会計監査人との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金3,000万円または法令が定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務ならびに当社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

代表取締役社長を委員長とする内部統制委員会が、繰り返しその精神を役員（執行役員を含む。以下同様。）および使用人に伝えることにより、法令および定款遵守が、あらゆる企業活動の基本であることを徹底するとともに、内部統制委員会が中心となり、対象となる法令、関係する部署、監視方法等について整備し、継続して改善に努めています。

(2) 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る主たる情報は文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、所管部署が文書管理規程に定める保存期間、管理の要領に従って保管・管理しています。当該文書等の機密保持に留意するとともに、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できる体制になっています。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社ならびに当社の企業集団を取り巻く主要なリスクについては、職務決裁権限規程、内部情報管理規程、経理規程、品質管理規程、PL管理規程、売上債権管理規程、発注先与信管理規程、情報システム管理規程等により定められた手続きに基づき、所管部署がリスク管理を行っています。監査部門は内部監査規程等に基づいて、リスク管理の実施状況をモニタリングし、リスク管理の徹底を図っています。また、災害等の危機発生時においては、「危機管理マニュアル」に基づいて適切に対応することになっています。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度、業務分掌規程、職務決裁権限規程、予算管理規程等により、取締役および執行役員の職務権限を明確に定め、中期経営計画および年度総合予算を実現するために、事業年度ごとに取締役会において各部門の数値目標を定め、執行役員はその目標に向かって効率的な達成の方法を定めて実行しています。また定例取締役会において、必要に応じて執行役員に進捗状況を報告させ、取締役会はそれをレビューし、必要に応じて改善を行っています。さらに内部統制委員会により業務の有効性と効率性に関する内部監査システムを構築する等、会社の組織機構、委員会の設置等についても常に情勢を勘案し、必要に応じて改廃を行っています。これらにより目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築しています。

- (5) **当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**
当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、関係会社管理規程等に基づいて、当社の取締役、執行役員および使用人を子会社に取締役、監査役として派遣して企業集団としての業務の適正を確保しています。さらに子会社との適正な関係を維持することに努めるとともに、子会社においてもその特性に応じた内部統制システムを構築しています。
- ① **子会社の取締役、執行役、業務を執行する役員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
当社は、子会社の役員の職務の執行に関して必要と認める事項について、関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営責任者から申告を受け、当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。
- ② **子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**
当社の子会社の業務執行ならびにリスク管理については、それぞれの子会社の関連する社内規程ならびに当社の関係会社管理規程、内部通報規程に基づき報告され、必要に応じて当社の取締役会の審査・承認を得る体制を構築しています。また、子会社に対する会計監査または業務監査は、子会社および当社の監査役、ならびに当社の会計監査人が行っています。
- ③ **子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
子会社が安定した企業経営を目指し、効率的に会社の経営目標を達成できるよう、当社は関係会社管理規程に基づいて、管理、指導を行う体制を構築しています。
- ④ **子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合するための体制**
子会社が当社の経営理念に基づく経営方針を尊重し、法令および定款を遵守することで、安定した企業経営を目指すよう、当社は関係会社管理規程に基づいて管理、指導しています。また、子会社は、その特性に応じた内部統制システムを通じて、職務の執行が法令および定款に適合する体制を構築しています。
- (6) **当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項、およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
監査役は職務を補助する組織を監査室とし、監査室員は監査役より監査業務に必要な命令を受けた場合は、その命令に関しては取締役の指揮命令は受けません。監査室に関する人事・組織の変更については、事前に監査役と意見交換し、監査役の意見を尊重することになっています。さらに、監査室員の監査の実効性を高め、監査職務を円滑に執行できる体制を整備するよう、監査役は当社の取締役または取締役会に要請できる体制となっています。

(7) 当社の監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社の企業集団に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容等をすみやかに報告するものとしています。報告の主要項目および方法（報告者、報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定しています。

② 子会社の取締役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

内部通報規程に基づき、当社およびその子会社からなる企業集団において、役員および使用人が、他の役員または使用人のコンプライアンスに反する行為を知ったときは、速やかに当社に設置された内部統制委員会に内部通報し、当社の内部統制委員会は必要に応じて当社の監査役に報告するものとしています。

③ 前号で報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報規程に基づき、前号に記載した当社およびその子会社からなる企業集団の役員および使用人、さらには取引先等の社外関係者から通報を受けた場合でも、外部通報者が所属する会社または団体およびその通報者に対しても不利益な取扱いをしてはならないものと定めています。

(8) 当社の監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

監査役監査規程に基づき、監査役会は職務の執行に必要なと認める費用について、あらかじめ予算を当社に提示し、監査役は緊急または臨時に支出した費用について、当社から前払いまたは償還を受けることができる方針となっています。

(9) その他当社の監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制

監査役監査規程に基づき、監査役会と当社の代表取締役社長および各取締役との間において定期的な意見交換会を開催し、監査役の実効性向上に資する体制となっています。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役職務の執行について

当事業年度において取締役会を12回開催し、法令規則の改正や社会情勢などを勘案し、必要に応じて職務決裁権限規程ほか関連規程の制定または改定を行っております。また、取締役が法令の遵守、定款ならびに経営理念に添って行動するよう徹底しております。

② 監査役の職務の執行について

社外監査役を含む監査役は、監査役会に定めた監査計画に基づき、監査を実施しており、各監査役と取締役との面談を年2回実施しております。また、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。なお、当事業年度において監査役会を11回開催しており、監査役が職務執行上において必要な費用は、会社が負担しております。

③ 内部監査の実施について

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施し、取締役社長に報告書を提出しております。

④ 財務報告に係る内部統制について

監査室は、監査計画に基づき、内部統制評価を実施し、評価結果を取締役会および監査役会に報告しております。

7. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況について

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対しては、コンプライアンスの観点から、毅然とした態度で組織的に対応することで、取引関係を含めた一切の関係を遮断し、あらゆる要求を排除します。

対応統括部署を総務部とし、不当要求への対応、不当要求情報の収集・管理等の業務を行うほか、各事業部からの相談に応じるとともに、警察当局、地域の企業防衛対策協議会や顧問弁護士と連絡を密にし、従業員への徹底を図ることで、社会正義の確保に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	22,285	流 動 負 債	4,887
現金及び預金	3,871	支払手形及び買掛金	1,695
受取手形及び売掛金	6,245	リース債務	10
有価証券	100	未払費用	140
製品	7	未払法人税等	187
仕掛品	10,006	前受金	167
原材料及び貯蔵品	480	賞与引当金	201
前払費用	487	役員賞与引当金	2
繰延税金資産	94	工事補償等引当金	226
繰延税金資産	322	受注損失引当金	1,718
その他	676	その他	537
貸倒引当金	△7		
固 定 資 産	7,286	固 定 負 債	3,684
有 形 固 定 資 産	3,538	長期借入金	1,594
建物及び構築物	1,185	リース債務	23
機械装置及び運搬具	222	繰延税金負債	584
工具、器具及び備品	28	退職給付に係る負債	1,349
土地	2,019	役員退職慰労引当金	25
リース資産	30	長期未払金	107
建設仮勘定	51	負 債 合 計	8,572
無 形 固 定 資 産	42	純 資 産 の 部	
リース資産	3	株 主 資 本	19,482
その他	31	資本	2,220
その他	7	資本剰余金	1,455
投 資 そ の 他 の 資 産	3,704	利益剰余金	15,960
投資有価証券	3,557	自己株式	△153
長期前払費用	12	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	1,450
繰延税金資産	64	その他有価証券評価差額金	1,422
繰延税金資産	91	繰延ヘッジ損益	1
その他	△21	為替換算調整勘定	28
貸倒引当金		退職給付に係る調整累計額	△2
		非 支 配 株 主 持 分	66
		純 資 産 合 計	20,999
資 産 合 計	29,572	負 債 純 資 産 合 計	29,572

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		10,709
売上原価		8,718
売上総利益		1,990
販売費及び一般管理費		2,303
営業損失(△)		△312
営業外収益		
受取利息	18	
受取配当金	55	
その他の	39	113
営業外費用		
支払利息	8	
為替差損	70	
その他の	21	101
経常損失(△)		△300
特別利益		
固定資産売却益	1	1
特別損失		
固定資産除却損	5	5
税金等調整前当期純損失(△)		△304
法人税、住民税及び事業税	265	
法人税等調整額	△91	174
当期純損失(△)		△478
非支配株主に帰属する当期純利益		10
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△489

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,220	1,684	17,626	△1,328	20,202
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△108		△108
親会社株主に帰属する当期純損失(△)			△489		△489
自己株式の取得				△135	△135
自己株式の消却		△242	△1,068	1,310	－
非支配株主との取引に係る親会社の特分変動		12			12
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△229	△1,665	1,175	△720
当 期 末 残 高	2,220	1,455	15,960	△153	19,482

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純 資 産 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,166	△4	9	△1	1,169	424	21,796
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△108
親会社株主に帰属する当期純損失(△)							△489
自己株式の取得							△135
自己株式の消却							－
非支配株主との取引に係る親会社の特分変動							12
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	255	6	19	△0	281	△357	△76
当 期 変 動 額 合 計	255	6	19	△0	281	△357	△796
当 期 末 残 高	1,422	1	28	△2	1,450	66	20,999

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

- ・株式会社笹倉サービスセンター
- ・株式会社サクラ・アルク・エーイー
- ・P. T. SASAKURA INDONESIA
- ・SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY

(2) 非連結子会社の数 2社

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.
- ・台湾篠倉貿易股份有限公司

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

- ・SASAKURA INTERNATIONAL (H. K.) CO., LTD.
- ・台湾篠倉貿易股份有限公司

(2) 持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

2. その他有価証券

- ・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当連結会計年度の損益に計上しております。

- ・時価のないもの

移動平均法による原価法

② デリバティブ取引により生じる債権および債務

時価法

③ たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

1. 仕掛品 個別法
2. 原材料 先入先出法
3. 貯蔵品 最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、当社および国内連結子会社は、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却をしております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

④ 長期前払費用

均等償却によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

1. 一般債権

貸倒実績率法によっております。

2. 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額を計上しております。

④ 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

⑤ 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、連結会計年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注製品について、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

- ⑥ 役員退職慰労引当金
役員退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法については、主に発生連結会計年度で一括償却しております。
- (5) 重要な収益および費用の計上基準
工事契約に係る収益および費用の計上基準
一部の連結子会社では、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用しております。
- (6) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
なお、在外子会社等の資産および負債、収益および費用は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。
- (7) 重要なヘッジ会計の方法
 - ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理によっております。
ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。
 - ② ヘッジ手段とヘッジ対象
(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)
為替予約 外貨建金銭債権債務
 - ③ ヘッジ方針
外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。
 - ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。
- (8) 消費税等の会計処理
消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）
（工場財団）

建物及び構築物	414百万円
土地	501百万円
計	916百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,696百万円
3. 受取手形裏書譲渡高 88百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 3,113,800株

（注）当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額等

平成29年6月29日開催の第70期定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	108百万円
・1株当たり配当額	7円
・基準日	平成29年3月31日
・効力発生日	平成29年6月30日

（注）当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。1株当たり期末配当額につきましては、当該株式併合前の額で記載しております。なお、株式併合後の基準で換算した1株当たり期末配当額は35円となります。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年6月28日開催予定の第71期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	107百万円
・1株当たり配当額	35円
・基準日	平成30年3月31日
・効力発生日	平成30年6月29日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、必要な資金を主に自己資金で賄っており、余剰資金は安全性の高い金融資産で運用しております。

営業債権である受取手形及び売掛金は、各事業部門が取引先の状況を日常の営業活動のなかで常に把握分析し、与信管理表により取引先ごとに期日および残高を管理するとともに、注意を要する取引先については、受注残等も考慮に入れて総債権額が与信限度額を超えないよう管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握して、保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての預金や営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした通貨オプションや先物為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結計算書類作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項（7）重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	3,871	3,871	—
(2) 受取手形及び売掛金	6,245	6,245	—
(3) 有価証券および投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	402	399	△2
② その他有価証券	3,111	3,111	—
資産 計	13,630	13,627	△2
(1) 支払手形及び買掛金	1,695	1,695	—
(2) 長期借入金	1,594	1,594	—
負債 計	3,289	3,289	—
デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されているもの	1	1	—
デリバティブ取引 計	1	1	—

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、ならびに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券および投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

先物為替予約取引であります。

時価の算定方法については、取引銀行から提示された価格によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（連結貸借対照表計上額143百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,829円70銭
2. 1株当たり当期純損失	157円33銭

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり情報の各金額を算定しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,783	流 動 負 債	4,290
現金及び預金	1,401	支払手形	388
受取掛手形	781	買掛金	938
売掛金	4,806	リース債	10
仕掛品	9,125	未払費用	416
材料及び貯蔵品	273	未払法人税等	77
前払費用	385	前受金	126
繰延税金資産	35	預り金	117
その他	299	賞与引当金	42
貸倒引当金	681	工事補償等引当金	163
	△7	受注損失引当金	226
		その他	1,718
			64
固 定 資 産	10,512	固 定 負 債	3,370
有 形 固 定 資 産	3,196	長期借入金	1,594
建物	1,084	リース債	23
構築物	65	繰延税金負債	584
機械及び装置	166	退職給付引当金	1,060
車両運搬具	2	長期未払金	107
工具、器具及び備品	17	負 債 合 計	7,660
土地	1,777		
リース資産	30	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	51	株 主 資 本	19,210
無 形 固 定 資 産	10	資本	2,220
ソフトウェア	2	資本剰余金	1,442
リース資産	3	資本準備金	1,442
電話加入権	4	利益剰余金	15,700
		利益準備金	555
投資その他の資産	7,305	その他利益剰余金	15,145
投資有価証券	3,123	研究開発積立金	200
関係会社株式	1,999	別途積立金	12,360
関係会社長期貸付金	2,124	繰越利益剰余金	2,585
固定化営業債権	18	自己株式	△153
長期前払費用	12	評価・換算差額等	1,424
その他	48	その他有価証券評価差額金	1,422
貸倒引当金	△20	繰延ヘッジ損益	1
資 産 合 計	28,295	純 資 産 合 計	20,634
		負 債 純 資 産 合 計	28,295

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,676
売 上 原 価		7,596
売 上 総 利 益		1,080
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,521
営 業 損 失 (△)		△441
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	24	
受 取 配 当 金	85	
そ の 他	51	161
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8	
為 替 差 損	21	
そ の 他	19	49
経 常 損 失 (△)		△329
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	1
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△331
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	167	
法 人 税 等 調 整 額	△103	63
当 期 純 損 失 (△)		△395

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	2,220	1,442	242	1,684
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				
当期純損失(△)				
自己株式の取得				
自己株式の消却			△242	△242
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計	－	－	△242	△242
当 期 末 残 高	2,220	1,442	－	1,442

	株 主 資 本						株主資本 合 計	
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 合 計		自 己 株 式
		そ の 他 利 益 剰 余 金			繰越利益 剰 余 金			
		研 究 開 発 積 立 金	別 途 積 立 金					
当 期 首 残 高	555	200	12,360	4,158	17,273	△1,328	19,849	
当 期 変 動 額								
剰余金の配当				△108	△108		△108	
当期純損失(△)				△395	△395		△395	
自己株式の取得						△135	△135	
自己株式の消却				△1,068	△1,068	1,310	－	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	－	－	－	△1,572	△1,572	1,175	△639	
当 期 末 残 高	555	200	12,360	2,585	15,700	△153	19,210	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,166	△4	1,162	21,011
当期変動額				
剰余金の配当				△108
当期純損失(△)				△395
自己株式の取得				△135
自己株式の消却				—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	256	6	262	262
当期変動額合計	256	6	262	△377
当期末残高	1,422	1	1,424	20,634

(金額は百万円未満の端数を切り捨てております。)

個 別 注 記 表

重要な会計方針にかかる事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法

② その他有価証券

・時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を当事業年度の損益に計上しております。

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる債権および債務の評価基準および評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

① 仕掛品 個別法

② 原材料 先入先出法

③ 貯蔵品 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法によっております。また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

① 一般債権

貸倒実績率法によっております。

② 貸倒懸念債権および破産更生債権等

財務内容評価法によっております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 工事補償等引当金

販売済製品に対する無償修理費用と追加工事費用等の支出に備えるため、それぞれ過去の実績に基づき売上高に一定割合を乗じて計算した額のほか、個別見積りにより計上しております。

(4) 受注損失引当金

受注製品の売上計上時の損失に備えるため、当事業年度末における受注製品のうち、損失発生の可能性が高く、かつ、事業年度末時点で当該損失額を合理的に見積もることができる受注製品について、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法については、発生事業年度で一括償却しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

為替予約 外貨建金銭債権債務

(3) ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行い通常の外貨建営業取引の実績を踏まえ、外貨建金銭債権債務および成約高の範囲内で行うこととしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

為替予約取引については、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、同一通貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保資産

担保に供している資産（帳簿価額）
（工場財団）

建物及び構築物	414百万円
土地	501百万円
計	916百万円

上記資産には、根抵当権を設定しておりますが、対応する債務はありません。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 7,424百万円

3. 保証債務

下記の会社に係る金融機関からの与信枠に対して、次のとおり債務保証を行っております。

P. T. SASAKURA INDONESIA	6百万円
SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY	301百万円

4. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	510百万円
短期金銭債務	60百万円
長期金銭債権	2,124百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引

売上高	319百万円
仕入高	666百万円
販売費及び一般管理費	9百万円
営業取引以外の取引高	53百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	48,773株
------	---------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産（流動）	
未払社会保険料	9百万円
未払事業税	10百万円
未払事業所税	1百万円
賞与引当金	50百万円
工事補償等引当金	70百万円
受注損失引当金	532百万円
貸倒引当金	2百万円
その他	25百万円
評価性引当額	△402百万円
繰延税金負債（流動）との相殺	<u>△0百万円</u>
計	<u>299百万円</u>
(2) 繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	328百万円
長期未払金	33百万円
貸倒引当金	5百万円
関係会社株式評価損	277百万円
その他の有価証券評価損	41百万円
その他	5百万円
評価性引当額	△685百万円
繰延税金負債（固定）との相殺	<u>△6百万円</u>
計	<u>－百万円</u>
繰延税金資産の合計	<u>299百万円</u>
(3) 繰延税金負債（流動）	
繰延ヘッジ損益	△0百万円
繰延税金資産（流動）との相殺	<u>0百万円</u>
計	<u>－百万円</u>
(4) 繰延税金負債（固定）	
その他の有価証券評価差額金	△591百万円
繰延税金資産（固定）との相殺	<u>6百万円</u>
計	<u>△584百万円</u>
繰延税金負債の合計	<u>△584百万円</u>
繰延税金資産（負債）の純額	<u>△285百万円</u>

関連当事者との取引に関する注記

子会社

- ・種類
- ・会社等の名称
- ・資本金または出資金
- ・事業の内容

- ・議決権等の所有（被所有）割合
- ・関連当事者との関係

- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・関係会社長期貸付金
- ・取引の内容
- ・取引金額
- ・取引条件および取引条件の決定方針等

子会社

P. T. SASAKURA INDONESIA

25,337百万インドネシアルピア

当社船舶用機器および水処理装置のうち海水淡水化プラントの一部製品の販売代理ならびに当社船舶用機器、陸上用機器および水処理装置の一部製品の外注加工を委託

所有 直接88.0%

当社の販売先および外注加工

役員の兼任

資金の貸付

530百万円

530百万円（期末残高）

利息の受取

10百万円

市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

・種類	子会社
・会社等の名称	SASAKURA MIDDLE EAST COMPANY
・資本金または出資金	2百万サウジアラビアリアル
・事業の内容	陸上用海水淡水化装置の販売とメンテナンスサービス業務および既設陸上用海水淡水化装置のリハビリ(機能回復・延命)工事
・議決権等の所有(被所有)割合	所有 直接85.1%
・関連当事者との関係	当社の販売先
・取引の内容	当社製品の販売
・取引金額	170百万円
・売掛金	457百万円(期末残高)
・取引条件および取引条件の決定方針等	他社への販売と同様の一般的な取引条件で行っており、特別の条件等はありません。
・取引の内容	資金の貸付
・取引金額	1,594百万円
・関係会社長期貸付金	1,594百万円(期末残高)
・取引の内容	利息の受取
・取引金額	26百万円
・未収利息	3百万円(期末残高)
・取引条件および取引条件の決定方針等	市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
・取引の内容	債務保証
・取引金額	301百万円
・取引条件および取引条件の決定方針等	金融機関からの与信枠に対して保証したものです。なお、保証料は受領しておりません。

1 株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,732円15銭
2. 1株当たり当期純損失	127円07銭

(注) 当社は、平成29年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり情報の各金額を算定しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 池上 由香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ササクラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ササクラ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

株式会社 ササクラ

取締役会 御中

仰星監査法人

指 定 社 員 公認会計士 徳丸 公義 ㊞
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 池上 由香 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ササクラの平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び仰星監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月23日

株式会社サクラ	監査役会
常勤監査役	宮 下 博 之 ㊟
社外監査役	川 村 真 文 ㊟
社外監査役	山 田 和 民 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

議 案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、企業体質の強化と今後の事業展開、将来の研究開発投資、設備投資に備えて内部留保に努めながら、株主各位への配当は、将来にわたって安定配当を目指す方針であります。

上記方針に基づき当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金 35円 総額 107,275,945円

(注)当社は、平成29年10月1日を効力発生日として、普通株式5株を1株とする株式併合を実施しております。前期末配当金を当該株式併合実施後に換算しますと、1株当たり35円に相当しますので、当期の配当金は前期と実質的に同額となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年6月29日

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号

株式会社サクラ 本社2階 第6会議室

電話（06）6473-2131



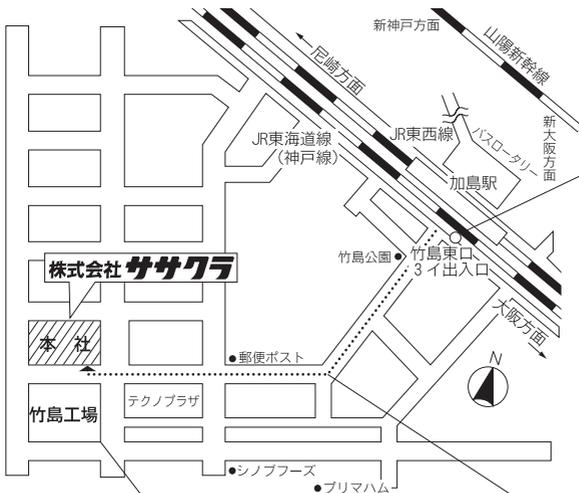
交通：JR東西線「加島駅」下車、竹島東口3イ出入口から徒歩約5分。

・JR新大阪駅・大阪駅からは、JR神戸線に乗り「尼崎駅」で乗換え

【展示内覧会のご案内】

株主総会終了後、当社製品である水冷媒放射空調システムの展示内覧会を20分程度開催する予定でございますので、ご多用とは存じますが、株主総会と合わせてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(株)サクラ本社入口



JR東西線「加島駅」
(竹島東口3イ出入口)



竹島公園



(矢印方向に曲がってください。)



環境にやさしく……植物油インキを使用しております。